平成２７年（フ）第１３１号
千葉市中央区村田町893番地85　サンシティコスモⅡ102号
債務者　大塚　明子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３８号
千葉市美浜区高洲２丁目４番８棟308号
債務者　野中　　恵
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１２号
千葉県船橋市西船２丁目12番７号　フォルスⅩⅡ－106号
債務者　金子　哲也
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５２号
千葉県八千代市八千代台西９丁目６番２号　クレール108
債務者　高須　桂子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２５号
神戸市中央区二宮町１丁目14番17―702号
債務者　都　　千里
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５１号
神戸市中央区相生町４丁目３番13号アコーズタワー神戸駅前503号
債務者　株田　美佳
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６４号
神戸市須磨区車字竹ノ下1286番地の２、住民票上の住所神戸市須磨区南落合４丁目１番186―304号
債務者　中平　　実
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９号
兵庫県西宮市浜甲子園２丁目17番13号、前住所兵庫県西宮市浜松原町７番５―192号
債務者　田口　俊夫
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６９号
兵庫県尼崎市梶ケ島14番18号
債務者　宮内庄之助
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目５番26号　キューブ南武庫サザンⅠ318号
債務者　**檜**　　真子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０５７号
大阪府東大阪市吉田４丁目５番40―503号
債務者　上田　勝利
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８０号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ32―206号
債務者　宮谷　純子（旧姓日並）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８０号
大阪市城東区鴫野西５丁目３番２―904号
債務者　松崎　裕美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６３号
千葉県野田市山崎1283市営大和田２―406戸邉里水方、住民票上の住所千葉県野田市岡田719―58
債務者　染谷　房子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５７４号
東京都北区田端新町１丁目２―10―301
債務者　田村　聡人
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６１２号
東京都江戸川区西葛西８丁目９―16―306第３サンフラワーマンション
債務者　森　　良幸
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部